

## 1 2 中小企業対策の推進について

(財務省、経済産業省)

### 【内容】

- (1) 地域の実情を勘案し、「小規模基本法」を踏まえた小規模企業対策の充実を図ること。  
また、「小規模支援法」に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所に対する「伴走型小規模事業者支援推進事業」の予算を拡充するとともに、小規模事業者持続化補助金を継続すること。
- (2) 商店街の施設整備や賑わいづくりを継続的に支援するため、商店街の活性化に向けたハード、ソフト両面にわたる取組に対する支援制度の拡充を図るとともに、平成26年4月の消費税率引上げ以降、個人消費の低迷が続いており、商店街に影響を及ぼしていることから、直接消費に結びつくような施策を実施すること。
- (3) 「地域中小企業応援ファンド融資事業」について、積極的に新事業展開に取り組む中小企業・小規模企業者を支援するため、償還期限が到来する平成29年度以降も事業を継続して実施すること。その際、金利低下による運用益の減少にもかかわらず、現在の事業規模を維持できるよう独立行政法人中小企業基盤整備機構に働きかけること。
- (4) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）については、中小・小規模企業の売上拡大、販路開拓等の課題解決に繋がるため、次年度以降も継続して実施すること。

### (背景)

- 平成26年6月20日に「小規模基本法」が成立し、小規模企業の振興の基本原則として、「成長発展」に加えて「事業の持続的発展」が新たに位置づけられるとともに、10月3日、本法に基づく「小規模企業振興基本計画」が策定された。また、同時改正された「小規模支援法」では、商工会・商工会議所が小規模事業者に寄り添って支援する主体と位置付けられるとともに、商工会等が小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームが創設された。平成28年7月現在、愛知県では22計画（23団体）、全国では708計画（815団体）が認定されている。
- 認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する小規模事業者支援に要する経費を補助する「伴走型小規模事業者支援推進事業」は補助上限額が1団体当たり700万～1,000万円となっている。愛知県では平成28年度中に県下すべての商工会・商工会議所の認定を目指しており、全国で2,000を超す全ての商工会等が認定を目指すべき制度であることを考えると、平成29年度概算要求55.6億円では不足すること

が予想される。「伴走型小規模事業者支援推進事業」は、認定された経営発達支援計画の取組を進める上で不可欠な補助であるため、認定数が増加することにより1団体あたりの補助上限額を減額しないよう、予算の拡充を求めるものである。

- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、チラシ作成や商談会参加などの販路開拓に取り組む際に活用しやすい補助制度となっている。また、小規模事業者にとって自らの経営を見直すきっかけになるとともに、商工会・商工会議所の経営指導員が実践力を身につける機会ともなっているため、継続を要望する。
- 平成24年度及び平成25年度の補正予算で造成された国の基金事業により実施された「商店街まちづくり事業（ハード整備事業）」及び「地域商店街活性化事業（ソフト事業）」では商店街事業を支援してきたところであるが、この成果が一過性で終わることのないよう、終了した当該事業に代わる新たな支援制度を創設する必要がある。  
また、平成26年4月の消費税率引上げ以降、依然として続く個人消費の低迷が、商店街の売上げに影響を及ぼしていることから、平成26年度補正予算で措置された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」によるプレミアム付商品券発行事業のような直接消費に結びつく施策を実施し、依然厳しい経営環境にある商店街を継続して支援していく必要がある。
- 「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、40都道府県に基金が造成され、助成金を活用した創意と工夫に富んだ様々な事業が実施され、着実に成果を上げている。積極的に新事業展開に取り組む事業者を資金面から支援する同事業は、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で今後、さらに必要性が増すことが予想され、償還期限が到来する平成29年度以降も同様の事業を実施する必要がある。
- 本県では、中小企業の事業活動が活発であり、「地域中小企業応援ファンド融資事業」の高い助成実績があるものの、現在の事業規模では、数多くの助成申請に対し、十分に答えることができていない。昨今の金利水準から鑑み、今後は現在の事業規模を維持することも難しいと考えられる。当該事業を継続する場合は、都道府県への配分額が増えるよう、助成実績に応じて見直す他、果実運用型基金による運営の見直し等、現在の事業規模を維持できる制度とするよう中小機構へ要請する必要がある。
- 国は、平成26年度から、コーディネーターを中心に、地域の支援機関と連携して売上拡大や資金繰り等の総合的な支援を行うよろず支援拠点（公財）あいち産業振興機構に設置され、中小・小規模企業の支援を実施している。
- よろず支援拠点全国本部が公表している昨年度2回の満足度調査では、いずれも8割を超える者がおおむね満足しているという結果が出ている。他、よろず支援拠点設置を機に、金融機関や商工会・商工会議所などの他の支援機関との連携が進み、地域全体で中小・小規模企業を支援する体制強化に繋がっている。